

令和二年一月三十一日受領
答 弁 第 三 号

内閣衆質二〇一第三号

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員櫻井周君提出政府が「定義を定めることは困難」と答弁することに関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出政府が「定義を定めることは困難」と答弁することに関する質問に対する答
弁書

一について

御指摘の答弁書（令和元年十二月十日内閣衆質二〇〇第一一二号）一から四までについては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成十九年六月十九日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の内容を何ら否定するものではなく、従来の政府の見解を変更しているものではない。すなわち、御指摘のような「言葉の定義を突如として変更する」というものではない。

二について

御指摘の「憲法改正を実現するためには、まずは言葉を適切に定義することから始めるべき」の趣旨が明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。